



発行 新潟県

第 40 号

令和5年5月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

44 新潟県財務規則の一部を改正する規則（財政課）

告 示

- 642 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 643 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 644 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 645 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 646 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 647 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 648 道路の区域変更（道路管理課）
- 649 道路の区域変更（道路管理課）
- 650 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 651 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 652 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 653 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 654 公有水面埋立ての竣功認可（港湾整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 一般競争入札の実施（税務課）
- 登録販売者試験の実施（感染症対策・薬務課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

正 誤

令和5年2月28日付け県報第16号告示第221号中（道路管理課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第44号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 配当 歳出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令をいい、<u>財政課長</u>が処理する本配当及び<u>課長</u>が処理する再配当とする。</p> <p>(11) 配付 継続費及び債務負担行為に係る予算の執行事務（支出負担行為に限る。）を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令をいい、<u>財政課長</u>が処理する本配付及び<u>課長</u>が処理する再配付とする。</p> <p>(12)～(19) (略)</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第16条 <u>財政課長</u>は、歳出予算の範囲内で<u>課長</u>に対し、歳出予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>課長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、歳出予算本配当要求書を作成し、<u>財政課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>課長</u>は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、その所掌する事務所長に対し、歳出予算を再配当するものとする。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第17条 <u>課長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた歳出予算について、その性質により当該課で執行し難いと認めるときは、他の<u>課長</u>と協議して当該<u>課長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>課長</u>は、執行の委任を受けた<u>課長</u>（事務所において執行する場合は、当該事務所長）に対し、本配当を受けた額の範囲内で歳出予算を再配当しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 配当 歳出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令をいい、<u>総務部長</u>が処理する本配当及び<u>部局長</u>が処理する再配当とする。</p> <p>(11) 配付 継続費及び債務負担行為に係る予算の執行事務（支出負担行為に限る。）を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令をいい、<u>総務部長</u>が処理する本配付及び<u>部局長</u>が処理する再配付とする。</p> <p>(12)～(19) (略)</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第16条 <u>総務部長</u>は、歳出予算の範囲内で<u>部局長</u>に対し、<u>当該部局の各課別に</u>、歳出予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、<u>各課別に</u>歳出予算本配当要求書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、その所掌する事務所長に対し、歳出予算を再配当するものとする。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第17条 <u>部局長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた歳出予算について、その性質により当該部局で執行し難いと認めるときは、他の<u>部局長</u>と協議して当該<u>部局長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>部局長</u>は、執行の委任を受けた<u>部局長</u>（事務所において執行する場合は、当該事務所長）に対し、本配当を受けた額の範囲内で歳出予算を再配当しなければならない。</p>

(歳出予算の項の流用)

第23条 課長は、毎会計年度の予算の定めるところにより歳出予算の各項の金額を流用する必要があるときは、その理由を記載した歳出予算流用申請書を作成し、財政課長に提出しなければならない。

2 財政課長は、前項の歳出予算流用申請書により流用の適否を審査し、流用を決定したときは、当該課長に対し流用すべき金額を通知しなければならない。

3 (略)

(歳出予算の目節の流用)

第24条 課長は、歳出予算の目節の金額を流用しようとするときは、その理由を記載した歳出予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

2 事務所長は、歳出予算の目節の金額を流用する必要があると認めるときは、その理由を記載した歳出予算流用調書を付して当該歳出予算を所掌する課長に申請しなければならない。

3 課長は、前項の申請に係る流用について第1項の決定をしたときは、当該事務所長にその内容を通知しなければならない。

4 (略)

(予算科目の追加設定)

第26条 課長は、歳入歳出予算の執行に関し、収入又は支出すべき科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、特に科目を追加して設置する必要があるときは、歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書を作成し、財政課長に提出しなければならない。

2 財政課長は、前項の歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書の提出があつたときは、その内容を調査し、科目を設定する必要があると認めるときは、当該課長に追加設定すべき科目名を通知しなければならない。

3 前2項に規定する事務は、別に定める者に処理させることができるものとする。

別表第2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決		
		部 長	分庁舎 副部長	維持管 理事務 所長等
(略)				
2 分担金及び負担金	(略)	全 額		(略)

(歳出予算の項の流用)

第23条 部局長は、毎会計年度の予算の定めるところにより歳出予算の各項の金額を流用する必要があるときは、その理由を記載した歳出予算流用申請書を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳出予算流用申請書により流用の適否を審査し、流用を決定したときは、当該部局長に対し流用すべき金額を通知しなければならない。

3 (略)

(歳出予算の目節の流用)

第24条 部局長は、歳出予算の目節の金額を流用しようとするときは、その理由を記載した歳出予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

2 事務所長は、歳出予算の目節の金額を流用する必要があると認めるときは、その理由を記載した歳出予算流用調書を付して当該歳出予算を所掌する部局長に申請しなければならない。

3 部局長は、前項の申請に係る流用について第1項の決定をしたときは、当該事務所長にその内容を通知しなければならない。

4 (略)

(予算科目の追加設定)

第26条 部局長は、歳入歳出予算の執行に関し、収入又は支出すべき科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、特に科目を追加して設置する必要があるときは、歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書の提出があつたときは、その内容を調査し、科目を設定する必要があると認めるときは、当該部局長に追加設定すべき科目名を通知しなければならない。

別表第2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決		
		部 長	分庁舎 副部長	維持管 理事務 所長等
(略)				
2 分担金及び負担金	(略)	2,000 万円未		(略)

(略)				
4 国庫支出金	(略)	全額		
5 財産収入 (1) 財産運用収入	(略)	(略)		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
7 諸収入	全額	全額		
雑入	全額	全額		
雑入	全額	全額		
雑入	全額	全額	40万円未満	10万円未満
(2) 地域振興局以外の事務所				
費目		区分	委任	
(略)				
2 分担金及び負担金			全額	
(略)				
4 国庫支出金			全額	
5 財産収入 (1) 財産運用収入			(略)	
(2) (略)			(略)	
(略)				
7 諸収入			(略)	

(略)				
4 国庫支出金	(略)	満 2,000万円未満		
5 財産収入 (1) 財産運用収入	(略)	(略)		
<u>財産貸付収入</u>	全額	200万円未満		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
7 諸収入	全額	全額		
(1) 延滞金、加算金及び過料等	全額	100万円未満		
(2) 雑入	全額	全額		
ア 違約金及び延納利息	全額	200万円未満		
イ 雑入	全額	全額		
(7) 損失補償回収金	全額	200万円未満		
(イ) 雑入	全額	200万円未満	40万円未満	10万円未満
(2) 地域振興局以外の事務所				
費目		区分	委任	
(略)				
2 分担金及び負担金			2,000万円未満	
(略)				
4 国庫支出金			2,000万円未満	
5 財産収入 (1) 財産運用収入			(略)	
<u>財産貸付収入</u>			200万円未満	
(2) (略)			(略)	
(略)				
7 諸収入			(略)	
(1) <u>延滞金、加算金及び過料等</u>			100万円未満	
(2) <u>雑入</u>			全額	

--	--

備考

- 1・2 (略)
- 3 生活保護法第63条の規定による返還金及び他の者の公有財産の使用に伴い分担させる光熱水費等の雑入の執行については、金額にかかわらず、第1号の表にあつては、部長に専決させるものとする。

別表第2の2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
6 報償費	(略)				全額
(略)					
9 需用費	(略)	100 万円 超		100万 円以下	100 万円 以下
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	100 万円 超			100 万円 以下
11 委託料	(略)	100 万円 超	(略)	100万 円以下	100 万円 以下
工事請 負費に 準ずる	(略)	250 万円 超3	(略)	250万 円以下	250 万円 以下

ア 違約金及び延納利息	200万円未 満
イ 雑入	全額
(ア) 損失補償回収金	200万円未 満
(イ) 雑入	200万円未 満

備考

- 1・2 (略)
- 3 財産貸付収入のうち新潟県宿舍管理規則(昭和48年新潟県規則第21号)に規定する宿舍の貸付けに係るもの、延滞金、加算金及び過料等のうち県税に係るもの、生活保護法第63条の規定による返還金及び他の者の公有財産の使用に伴い分担させる光熱水費等の雑入の執行については、金額にかかわらず第1号の表にあつては部長に専決させ、第2号の表にあつては事務所長が行うものとする。

別表第2の2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
6 報償費	(略)	50万 円以 上			50万 円未 満
(略)					
9 需用費	(略)	50万 円以 上		100万 円未満	50万 円未 満
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	50万 円以 上			50万 円未 満
広告料	全額	100 万円 未満			
11 委託料	(略)	1,000 万円 未満	(略)	100万 円未満	
工事請 負費に 準ずる	(略)	3億 円未 満	(略)	250万 円未満	

委託料		億円未満				委託料				
建設工事に関する委託料	(略)	<u>100万円超</u> 2,000万円未満	(略)	100万円以下 (維持管理事業に係るものにあつては400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。)	100万円以下	建設工事に関する委託料	(略)	2,000万円未満	(略)	100万円未満 (維持管理事業に係るものにあつては400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。)
違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	<u>100万円超</u>	(略)	100万円以下	100万円以下	違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	<u>全額</u>	(略)	100万円未満
12 使用料及び賃借料	(略)	80万円超			80万円以下	12 使用料及び賃借料	(略)	50万円以上		50万円未満
13 工事請負費	(略)	<u>250万円超</u> 3億円未満	(略)	250万円以下 (維持管理事業に係るものにあつては	250万円以下	13 工事請負費	(略)	3億円未満	(略)	250万円未満 (維持管理事業に係るものにあつては

				2,500万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1億2,000万円未満とする。)					2,500万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1億2,000万円未満とする。)			
14 原材料費	(略)	160万円超		160万円以下	160万円以下			全額		100万円未満		
15 備品購入費	(略)	160万円超 500万円未満	(略)	160万円以下	160万円以下			500万円未満	(略)	50万円未満		
動物購入に係る備品購入費	(略)	160万円超	(略)	160万円以下	160万円以下			全額	(略)	50万円未満		
16 負担金、補助及び交付金	(略)	100万円超 1,000万円未満	(略)	100万円以下	100万円以下			1,000万円未満	(略)	100万円未満		
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)	100万円超	(略)	100万円以下	100万円以下			全額	(略)	100万円未満		
								補助金(子ども・子育て拠出金に係るものを除く。)	全額	1,000万円未満	400万円未満	
								電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)	全額	(略)	100万円未満

(略)	(略)			(略)
(略)				
(2) 地域振興局以外の事務所				
費目	区分	委 任	専 決	
			次	長
(略)				
6 報償費	(略)		全 額	
(略)				
9 需用費	(略)		100万円以下	
(略)	(略)			
10 役務費	(略)		100万円以下	
11 委託料	(略)		100万円以下	
工事請負費に 準ずる委託料	(略)		250万円以下	
建設工事に関 する委託料	(略)		100万円以下	
違法駐車車両 移動等委託料	(略)		100万円以下	
並びに庁舎の 保守管理、除 雪、職業訓練 及び健康診断 に係る委託料				
12 使用料及び賃借 料	(略)		80万円以下	
13 工事請負費	(略)		250万円以下	
14 原材料費	(略)		160万円以下	
15 備品購入費	(略)		160万円以下	
動物購入に係 る備品購入費	(略)		160万円以下	
16 負担金、補助及 び交付金	(略)		100万円以下	
電気、ガス、 水道及び電話 に係る工事負 担金	(略)		100万円以下	
(略)	(略)		(略)	
(略)				
備考 (略)				

別表第3 (第4条関係)

(略)	(略)			(略)
(略)				
(2) 地域振興局以外の事務所				
費目	区分	委 任	専 決	
			次	長
(略)				
6 報償費	(略)		50万円未満	
(略)				
9 需用費	(略)		50万円未満	
(略)	(略)			
10 役務費	(略)		50万円未満	
広告料			100万円未 満	
11 委託料	(略)			
工事請負費に 準ずる委託料	(略)			
建設工事に関 する委託料	(略)			
違法駐車車両 移動等委託料	(略)			
並びに庁舎の 保守管理、除 雪、職業訓練 及び健康診断 に係る委託料				
12 使用料及び賃借 料	(略)		50万円未満	
13 工事請負費	(略)			
14 原材料費	(略)			
15 備品購入費	(略)			
動物購入に係 る備品購入費	(略)			
16 負担金、補助及 び交付金	(略)			
電気、ガス、 水道及び電話 に係る工事負 担金	(略)			
(略)	(略)		(略)	
(略)				
備考 (略)				

別表第3 (第4条関係)

専決区分 費目	副知事	部局長	課長
(略)			
2 分担金及び負担金			全額
(略)			
4 国庫支出金			全額
5 財産収入 (1) 財産運用収入			(略)
(2) 財産売払収入	(略)	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
ア・イ (略)		(略)	(略)
(略)			
7 繰入金			全額
8 諸収入			(略)
9 県債			全額

備考

1・2 (略)

専決区分 費目	副知事	部局長	課長
(略)			
2 分担金及び負担金		2,000万円以上	2,000万円未満
(略)			
4 国庫支出金 国庫負担金		2,000万円以上	2,000万円未満 全額
5 財産収入 (1) 財産運用収入 財産貸付収入		200万円以上	(略) 200万円未満
(2) 財産売払収入	(略)	1,000万円未満	
ア・イ (略)		(略)	(略)
(略)			
7 繰入金		全額	
8 諸収入 (1) 延滞金、加算金及び過料等		100万円以上	(略) 100万円未満
(2) 雑入			全額
ア 違約金及び延納利息		200万円以上	200万円未満
イ 雑入			全額
(7) 損失補償 回収金		200万円以上	200万円未満
(イ) 雑入		200万円以上	200万円未満
9 県債		全額	

備考

1・2 (略)

3 延滞金、加算金及び過料等のうち県税及び放置違反金に係るものは、金額にかかわらず課長に専決させる。

4 財産貸付収入のうち新潟県宿舍管理規則に規定する宿舍の貸付けに係るものは、金額にかかわらず課長に専決させる。

5 生活保護法第63条の規定による返還金、派遣職員に係る職員給与費及び他の者の公有財産の使用に伴い分担させる光熱水費等の雑入の執行については、金額にかかわらず課長に専決させる。

別表第4 (第4条関係)

専決区分	部局長	課 長	課長補佐
費目			
(略)			
8 報償費			全 額
(略)			
11 需用費		100万 円超	100万 円以下
(略)		(略)	
12 役務費		100万 円超	100万 円以下
13 委託料	(略)	100万 円 超	100万 円以下
		1,000 万円未 満	
工事請負費に 準ずる委託料	(略)	250万 円超 3 億円未 満	250万 円以下
建設工事に 関する委託料	(略)	100万 円 超	100万 円以下
		2,000 万円未 満	
違法駐車車両 移動等委託 料、単価契約 に基づく委託 料並びに庁舎 の保守管理 (本庁舎及び 2以上の庁舎 に係るものを 除く。)、除雪、 職業訓練及び 健康診断に係 る委託料		100万 円超	100万 円以下
14 使用料及び賃借 料		80万円 超	80万円 以下
15 工事請負費	(略)	250万 円超 3 億円未 満	250万 円以下
16 原材料費		160万 円超	160万 円以下

別表第4 (第4条関係)

専決区分	部局長	課 長	課長補佐
費目			
(略)			
8 報償費		50万円 以上	50万円 未満
(略)			
11 需用費		50万円 以上	50万円 未満
(略)		(略)	
12 役務費		50万円 以上	50万円 未満
広告料	100万 円以上	100万 円未満	
13 委託料	(略)	1,000 万円未 満	
工事請負費に 準ずる委託料	(略)	3億円 未満	
建設工事に 関する委託料	(略)	2,000 万円未 満	
違法駐車車両 移動等委託 料、単価契約 に基づく委託 料並びに庁舎 の保守管理 (本庁舎及び 2以上の庁舎 に係るものを 除く。)、除雪、 職業訓練及び 健康診断に係 る委託料		全 額	
14 使用料及び賃借 料		50万円 以上	50万円 未満
15 工事請負費	(略)	3億円 未満	
16 原材料費		全 額	

(略)			
18 備品購入費	(略)	160万 円超	160万 円以下
動物購入に係 る備品購入費		500万 円未満	
		160万 円超	160万 円以下
19 負担金、補助及 び交付金	(略)	100万 円超	100万 円以下
法令又は条例 の規定により 交付基準が定 められている 負担金、補助 金(医療に関 するものに限 る。)及び交付 金並びに電気 、ガス、水道 及び電話に係 る工事負担金		1,000 万円未満	
		100万 円超	100万 円以下
(略)			(略)
21 貸付金	(略)	100万 円超	100万 円以下
法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金		1,000 万円未満	
		100万 円超	100万 円以下
(略)			
25 積立金		全 額	
(略)			
28 繰出金		全 額	
備考 (略)			
別表第7 (第21条関係)			
合議又は協議を要する事項		合議又は 協議の相	

(略)			
18 備品購入費	(略)	500万 円未満	
動物購入に係 る備品購入費		全 額	
19 負担金、補助及 び交付金	(略)	1,000 万円未満	
法令又は条例 の規定により 交付基準が定 められている 負担金、補助 金(医療に関 するものに限 る。)及び交付 金並びに電気 、ガス、水道 及び電話に係 る工事負担金		全 額	
(略)			(略)
21 貸付金	(略)	1,000 万円未満	
法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金		全 額	
(略)			
25 積立金	1,000 万円以 上	1,000 万円未 満	
(略)			
28 繰出金	全 額		
備考 (略)			
別表第7 (第21条関係)			
合議又は協議を要する事項		合議又は 協議の相	

	手方
(略)	(略)
5 補助金等（新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の内示又は交付を決定すること（ <u>予算編成時の方針どおりに予算の範囲内で執行するものを除く。</u> ）。	(略)
(略)	(略)
備考	備考
1・2 (略)	1・2 (略)
<u>3 (略)</u>	<u>3 補助金等の内示又は交付の決定のうち、別に定めるものについては、合議を要しない。</u>
<u>4 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>5 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>6 (略)</u>
<u>7 (略)</u>	<u>7 (略)</u>
<u>8 (略)</u>	<u>8 (略)</u>
<u>9 (略)</u>	<u>9 (略)</u>
	<u>10 (略)</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされた支出負担行為に係る支出の命令並びにこれに併せて行う歳入の徴収及び歳入歳出外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第642号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、柏崎市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月27日（火）	午前10時から正午まで	柏崎市高柳町事務所車庫	柏崎市全域
6月28日（水）	午後1時から3時30分まで	柏崎市西山町事務所車庫	

6月29日(木) 6月30日(金) 7月3日(月) 7月4日(火) 7月5日(水) 7月6日(木) 7月7日(金) 7月10日(月) 7月11日(火)		ワークプラザ柏崎	
7月12日から令和6年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第643号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営鍬江地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月29日から令和5年6月23日まで

3 縦覧に供する場所

胎内市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第644号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和5年5月26日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可(同意)年月日	根拠条文
新潟市 新津郷土地改良区	新津郷土地改良区	維持管理事業	変更	令和5年5月16日	第48条

◎新潟県告示第645号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の吉川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年5月26日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

監事 上越市吉川区原之町339番地第16 山田 良一

退任年月日 令和5年5月4日

◎新潟県告示第646号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の両津南部土地改良区の定款の変更を令和5年5月17日認可した。

令和5年5月26日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第647号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

1 処分をした年月日 令和5年3月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 和信建設

竹田 宗一

3 主たる営業所の所在地

妙高市大字杉野沢1675-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-30)第10444号

5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年3月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 本間造園・隆成

小幡 英寛

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区小新1-5-2

4 許可番号 新潟県知事許可(特-2)第23751号

5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年3月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 景
石山 史生
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区海老ヶ瀬947
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第15491号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年3月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡辺建設工業 株式会社
兵庫 直登
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市新穂潟上641番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－2）第11621号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年3月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 中原工作所
原 啓治
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区割野2883－1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－30）第41526号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年3月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 丸和工業
吉田 利行
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市船越136－1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－4）第1198号
 - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

令和5年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年3月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 八木防水
八木 裕一
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市白山町2-2-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第46089号
 - 5 処分の内容 大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年4月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
島津工業 株式会社
嶋津 茂晴
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市福田338-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-4)第45512号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年3月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 石の夢工房丸屋
滝沢 渡
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市松之山観音寺51-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第39166号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年3月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 北陸機工
猪又 政義
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字田海2684
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第25510号
-

- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年3月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 青山組
柄澤 宏吉
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市新生町214
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－31）第15712号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 新田工業
新田 好明
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市下田尻1006－6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第42288号
 - 5 処分の内容 管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 小柳コーポレーション
小柳 直太朗
 - 3 主たる営業所の所在地
加茂市大字宮寄上524
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－2）第7745号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社 小柳コーポレーション

小柳 直太郎

- 3 主たる営業所の所在地
加茂市大字宮寄上524
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第7745号
- 5 処分の内容 機械器具設置工事業、さく井工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和5年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
遠藤建設 株式会社
遠藤 雅人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区押付941-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-3)第5110号
 - 5 処分の内容 石工事業、管工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 田村組
田村 精一
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市島新田501
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第18882号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年4月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
寿美屋建築
南雲 本一
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市八箇甲331-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第39468号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年5月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
吉川工業
吉川 武
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市下相川793-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第45846号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
井沢塗装
井沢 守男
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市四日町1746-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第45380号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
外門建築
外門 修
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区上土地亀1018-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第39991号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 藤井建設
藤井 昇
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区坂井625-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第40805号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 サンエー・エンジニアリング
光村 輝宏
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区木崎尾山前878-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-3)第15058号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 坂井塗装工業
坂井 寛司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区山木戸8-7-35
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第3897号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 坂井塗装工業
坂井 寛司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区山木戸8-7-35
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第3897号
 - 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 新潟三越伊勢丹
牧野 伸喜
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区八千代1-5-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第46219号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

令和5年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年5月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社 相羽工務店

相羽 達成

3 主たる営業所の所在地

妙高市柳井田町1-12-12

4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第27112号

5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年5月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 ネクスト

滝沢 正之

3 主たる営業所の所在地

長岡市曙3-3-23

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44324号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年5月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

親松建設 株式会社

親松 昇

3 主たる営業所の所在地

見附市元町1-2-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第42540号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年5月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社 エス・エス・ケイ

金山 峰雄

3 主たる営業所の所在地

柏崎市西山町下山田505-7

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第43599号
- 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和5年4月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡辺建材
渡辺 正栄
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区覚路津1654
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第40145号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和5年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 大滝工務店
大滝 剛一
- 3 主たる営業所の所在地
上越市浦川原区横川395-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第9522号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和5年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 フジノ住建
藤野 貞夫
- 3 主たる営業所の所在地
上越市福橋663-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第39633号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和5年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
美伸 株式会社
堀井 美利
-

- 3 主たる営業所の所在地
小千谷市片貝町743
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－30）第43888号
- 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和5年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 原の台企業
堀川 賢一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区東中野山7-3-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－4）第13732号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 佐藤七組
佐藤 イネ
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区石山1-2-40
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－3）第2237号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 佐藤七組
佐藤 イネ
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区石山1-2-40
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－3）第2237号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山熊田府屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市塔下字砂子淵270番から	新	8.2～16.3メートル	146.0メートル
同市塔下字大へつり245番1まで	旧	6.2～14.4メートル	147.0メートル

備考 路線の重用

全区間県道北中府屋停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北中府屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市塔下字砂子淵270番から	新	8.2～16.3メートル	146.0メートル
同市塔下字大へつり245番1まで	旧	6.2～14.4メートル	147.0メートル

備考 路線の重用

全区間県道山熊田府屋停車場線と重用

◎新潟県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市上木越字三ノ宮甲907番5から	新	10.2～23.8メートル	549.2メートル
同市上木越字儘ノ上甲666番1まで	旧	6.9～20.9メートル	549.2メートル

◎新潟県告示第650号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月10日新潟県告示第1416号）を次のとおり解除する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田地区	西蒲原郡弥彦村大字山崎、井田、山岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第651号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月10日新潟県告示第1417号）を、次のとおり解除する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田地区	西蒲原郡弥彦村大字山崎、井田、山岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第652号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田地区	西蒲原郡弥彦村大字山崎、井田、山岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第653号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田地区	西蒲原郡弥彦村大字山崎、井田、山岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第654号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和5年5月26日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 竣功認可年月日

令和5年5月19日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L.+0.17m）における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L.+0.17m）における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L.+0.17m）における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D.L.+0.17m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から333度16分21秒448.70mの地点

②の地点 ①の地点から 73度26分25秒 49.93mの地点

③の地点 ②の地点から 343度45分42秒 10.37mの地点

④の地点 ③の地点から 253度26分25秒 49.95mの地点

(3) 面積

517.69㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

令和4年4月13日 新潟県港整第32号

5 法第22条第3項の市町村（閲覧場所）

糸魚川市

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式（その3）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式（その3）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年10月31日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和5年5月26日(金)から令和5年6月9日(金)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年7月5日(水) 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。

(3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(4) 指名停止期間中の者でないこと。

(5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和5年5月26日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年6月21日(水) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年6月30日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封入封印の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び調達契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Personal Computers

(2) Time and place of bidding:

1 : 30 p.m. July 5, 2023

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託について、以下のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和5年10月1日から令和10年12月31日

(4) 履行場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部税務課及びその他県が指定する場所

(5) 支払条件

令和5年度から令和10年度まで月ごとに支払う。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和5年5月26日（金）から令和5年6月7日（水）まで、新潟県総務部税務課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/densan-230714-unyoushosyu.html>

(2) 問合せ等

入札説明書による。

3 本入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和5年7月14日（金） 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁16階入札室

4 本入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる一の個人又は法人若しくは共同企業体とする。

(1) 個人又は法人

入札に参加できる個人又は法人は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 令和5年5月26日現在において、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者。

(イ) 令和5年5月26日現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者。

ウ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、令和5年5月26日以降に発行された新潟県の納税証明書(未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。

エ 「新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託調達仕様書」における「7 応札条件(1)ア、イ、ウ、エ及びカ」の実績又は認証等を有する者であること。

オ 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。

カ 本件入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 次の5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付資料(以下、「競争入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

入札に参加できる共同企業体は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称、権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 取引金融機関

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置

(コ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任又は契約不適合責任

(サ) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表者が、(1)オに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 次の5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、以下に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和5年6月26日(月) 午後5時まで

イ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部税務課県税集中管理室電算管理係

ウ 提出方法

本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送とする。

持参する場合は、提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年7月5日(水)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 本入札の手続

(1) 入札方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。)を持参し、提出すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記5(1)イに定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に上記1(1)に定める調達案件名及び上記3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって上記3(1)に定める入札執行日前日の午後5時までに到着するように郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(上記1(2)に掲げる業務の63か月当たりの委託料に係るものをいう。)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定

本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額(上記1(2)に掲げる業務の63か月当たりの委託料に係るものをいう。)の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額(上記1(2)に掲げる業務の63か月当たりの委託料に係るものをいう。)の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約書及び契約条項

「新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託契約書(案)」のとおりとする。

なお、契約内容については、落札者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製を作成することがある。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

13 Summary

(1) Project Description:

Operation and maintenance of Niigata Prefectural Integrated Computer Tax System

(2) Time and Place of bidding:

10:00 a.m. July 14, 2023

Niigata Prefectural Administration Building

Bidding Room

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Prefectural Tax Administration Integration Office

Tax Administration Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

登録販売者試験の実施について(公告)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角英世

1 試験日時

令和5年8月29日(火)

午後0時30分から午後5時15分まで

2 試験会場

長岡市千秋3丁目315-11

ハイブ長岡

※試験会場は、受験者数により変更となる場合があります。

3 試験方法、試験科目及び問題数

試験の方法は筆記試験とし、試験科目及び問題数は次のとおりとする。

試験科目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事に関する法規と制度	20問
医薬品の適正使用と安全対策	20問

4 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

5 受験手続

電子申請又は書面申請のどちらかにて申し込むこと。

(1) 電子申請

県のホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)を確認し、申し込むこと。

(2) 書面申請

ア 提出書類

- ・ 受験願書
- ・ 受験願書データ
- ・ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

- ・ 受験票

イ 受験手数料

15,000円を新潟県収入証紙により納付する(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)

ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない(新潟市保健所に提出する場合を除く)。

(3) 受験願書の受付期間

令和5年6月1日(木)から6月15日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、6月15日(木)の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所

6 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者宛に送付する。

7 合格発表及び合格通知書の交付

(1) 合格発表

令和5年10月6日(金)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)において合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格通知書の交付

合格通知書は、令和5年10月6日(金)に合格者全員へ郵送する。

8 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示(簡易開示)請求があった場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点及び総合得点

(2) 開示請求の受付期間

令和5年10月6日(金)から11月6日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 開示請求の場所

受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

9 その他

- (1) 受験願書等の用紙は、令和5年5月26日(金)から新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、6月6日(火)(消印有効)までに請求すること。
- (2) 一旦納付された手数料は、返還しない。
- (3) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所にすること。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年5月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオ 他6者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置
(変更前)届出書に添付された図面のとおり
(変更後)届出書に添付された図面のとおり
 - イ 荷さばき施設の位置
(変更前)届出書に添付された図面のとおり
(変更後)届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前)届出書に添付された図面のとおり
(変更後)届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社ワークマン
(変更前)なし
(変更後)午前10時00分から午後8時00分
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設13
(変更前)なし
(変更後)午前6時00分から午後10時00分
- 3 変更年月日
 - (1) 令和6年1月19日
 - (2) 令和5年6月8日
- 4 変更の理由
店舗運営計画の変更のため
- 5 届出年月日
令和5年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和5年5月26日から令和5年9月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班
 電 話 025-280-5235
 Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
令和5年度共同購入指定物品
コピー用紙 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和5年4月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
田村紙商事株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地20
- 5 落札価格
29,958,775円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和5年2月24日

正 誤

令和5年2月28日付け新潟県告示第221号（道路の区域変更）中

ページ	行	誤	正
12	4～5	新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶業務課において縦覧に供する。	新潟県柏崎地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。